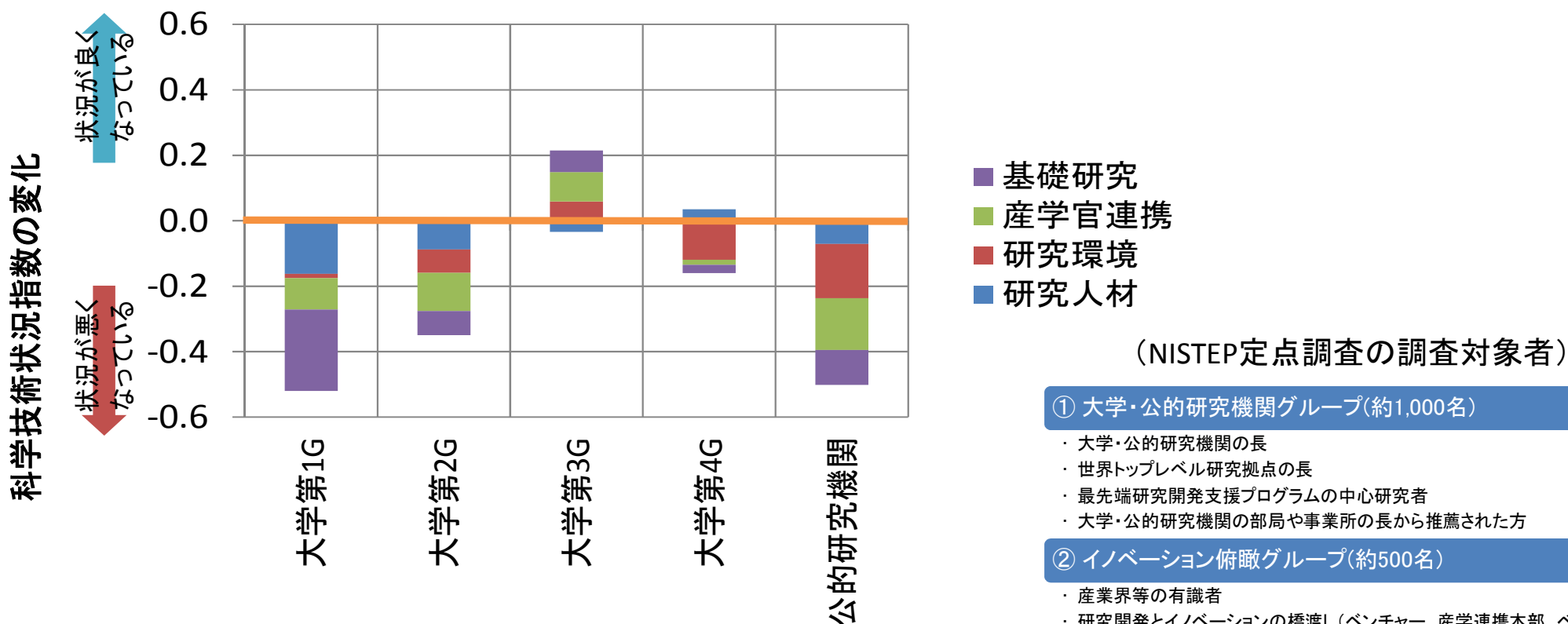


9. 機関、資金

図9-1 / 科学技術の状況に係る総合的意識調査の結果

○大学第1グループでは、基礎研究と研究人材の状況が、また、公的研究機関では、研究環境と産学官連携の状況が、2011年と比較して悪くなっているという認識が、回答者から示されている。

科学技術状況指数の変化(2011年度調査と2013年度調査の比較)



※ 日本国内の論文シェア(2005年～2007年)が5%以上の大学は第1グループ、1%以上～5%未満の大学は第2グループ、0.5%以上～1%未満の大学は第3グループ、0.05%～0.5%未満の大学は第4グループとした。

※ 科学技術状況指数は、4つの科学技術状況サブ指数(研究人材状況指数、研究環境状況指数、産学官連携状況指数、基礎研究状況指数)の和である。

出典：科学技術・学術政策研究所「科学技術の状況に係る総合的意識調査 (NISTEP定点調査2013)」
NISTEP REPORT No. 157 (平成26年4月)

図9-2 / 国立大学改革プラン（概要）

第3期中期目標期間（平成28年度～）には、各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ

改革加速期間中の機能強化の視点

- ✓ 強み・特色の重点化
- ✓ グローバル化
- ✓ イノベーション創出
- ✓ 人材養成機能の強化

自主的・自律的な改善・発展を促す仕組みの構築

- 第3期における国立大学法人運営費交付金や評価の在り方については、平成27年度までに検討し、抜本的に見直し
- 改革加速期間中（平成25～27年度）の取組の成果をもとに、
 - 各大学が強みや特色、社会経済の変化や学術研究の進展を踏まえて、教育研究組織や学内資源配分を恒常的に見直す環境を国立大学法人運営費交付金の配分方法等において生み出す
 - 新たな改革の実現状況を、その取組に応じた方法で可視化・チェックし、その結果を予算配分に反映させるPDCAサイクルを確立する

学長のリーダーシップにより強み・特色を盛り込んだ中期目標・中期計画に基づき、組織再編、資源配分を最適化

各大学の機能強化の方向性

世界最高の教育研究の展開拠点

- 優秀な教員が競い合い人材育成を行う世界トップレベルの教育研究拠点
- 大学を拠点とした最先端の研究成果の実用化によるイノベーションの創出

全国的な教育研究拠点

- 大学や学部の枠を越えた連携による日本トップの研究拠点
- 世界に開かれた教育拠点
- アジアをリードする技術者、経営者養成

地域活性化の中核的拠点

- 地域のニーズに応じた人材育成拠点
- 地域社会のシンクタンクとして様々な課題を解決する「地域活性化機関」

当面の目標

- ◆ 第3期には、教育研究組織や学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境を生み出す
- ◆ 第3期には、国内外の優秀な人材の活用により教育研究の活性化につながる人事・給与システムに
- ◆ 学長がリーダーシップを発揮し、各大学の特色を一層伸長するガバナンスを構築
- ◆ 2020年までに、日本人海外留学者数、外国人留学生の受入数を倍増
- ◆ 今後10年間で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学10校以上を目指す
- ◆ 今後10年で20以上の大学発新産業を創出

図9-3 / 大学のガバナンス機能の強化

- 中央教育審議会大学分科会組織運営部会において、学長がリーダーシップを発揮できる体制の整備や学長の選考方法、教授会の役割の明確化等について検討を行い、平成26年2月12日に大学分科会で審議まとめ。

○中央教育審議会大学分科会 審議まとめ 「大学のガバナンス改革の推進について」26.2.12のポイント

- ◇ 各大学は、教育・研究・社会貢献機能の最大化のため、本部・部局全体のガバナンス体制を総点検・見直し。責任の所在を再確認するとともに、権限の重複排除、審議手続の簡素化、学長までの意思決定過程の確立を図る。
- ◇ 国は、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、効果的な制度改正とメリハリある支援を実施。
- ◇ 社会は、大学と積極的に関わり、学長のリーダーシップを後押し。

<主な内容>

1. 学長のリーダーシップの確立

- 学長補佐体制の強化（総括副学長等の設置、高度専門職の創設 等）
- 予算、人事、組織再編におけるリーダーシップの確立 等

2. 学長の選考・業績評価

- 選考組織が主体性を持って、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して決定 等

3. 教授会の役割の明確化

- 教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の研究業績審査等を審議 等

4. 監事の役割の強化

- ガバナンスの監査
- 常勤監事の配置 等

○学校教育法及び国立大学法人法の改正のポイント

審議まとめを受けて、通常国会に改正法案を提出、6月20日成立

- 副学長の職務内容を見直し、**学長の命を受けて校務を分担**できることとする
- 教授会は「**教育研究に関する事項**」について**審議**し、決定権者である学長等に対して「**意見を述べる**」**機関**であることを明確化する
- 国立大学法人は、**学長選考の基準を定め**、選考結果とあわせて公表することとする
- 国立大学法人の経営協議会の外部委員の割合を2分の1以上から過半数とする 等

※独立行政法人通則法の改正に伴い国立大学法人の監事機能を強化（役職員や子法人に対する調査権限の法定化、任期の延長等）

図9-4 / 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律について（概要）

趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

概 要

1. 学校教育法の改正

<副学長の職務について> 第92条第4項関係

- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

<教授会の役割について> 第93条関係

- ・教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- ・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする

2. 国立大学法人法の改正

<学長選考の基準・結果等の公表について> 第12条関係

- ・学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- ・国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

<経営協議会> 第20条第3項、第27条第3項関係

- ・国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

<教育研究評議会> 第21条第3項関係

- ・国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

<その他> 附則関係

- ・新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

施行期日

平成27年4月1日

出典：文部科学省作成

241

図9-5 国立大学の運営費交付金の推移

○ 国立大学の運営費交付金は、この10年間で減少。

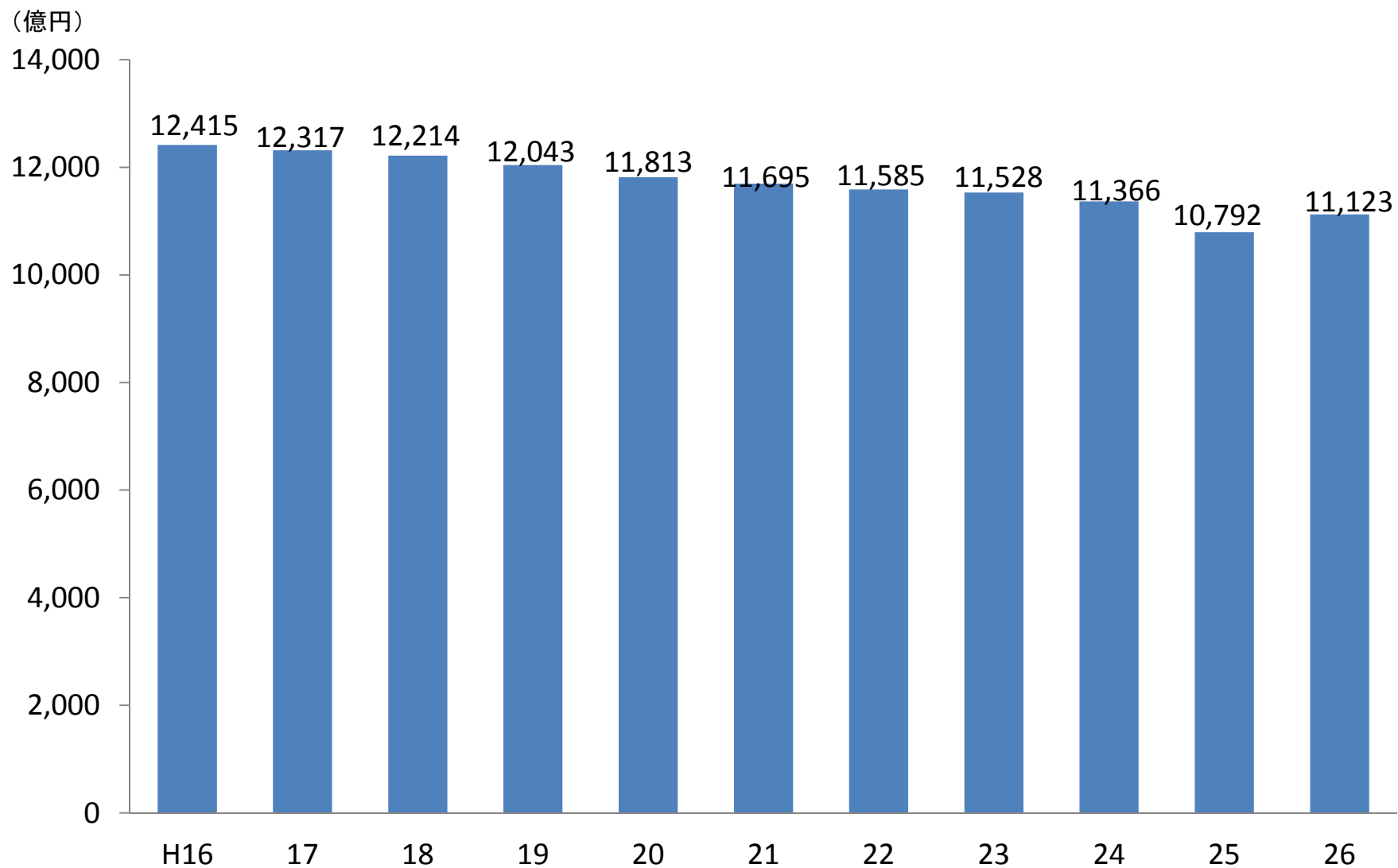
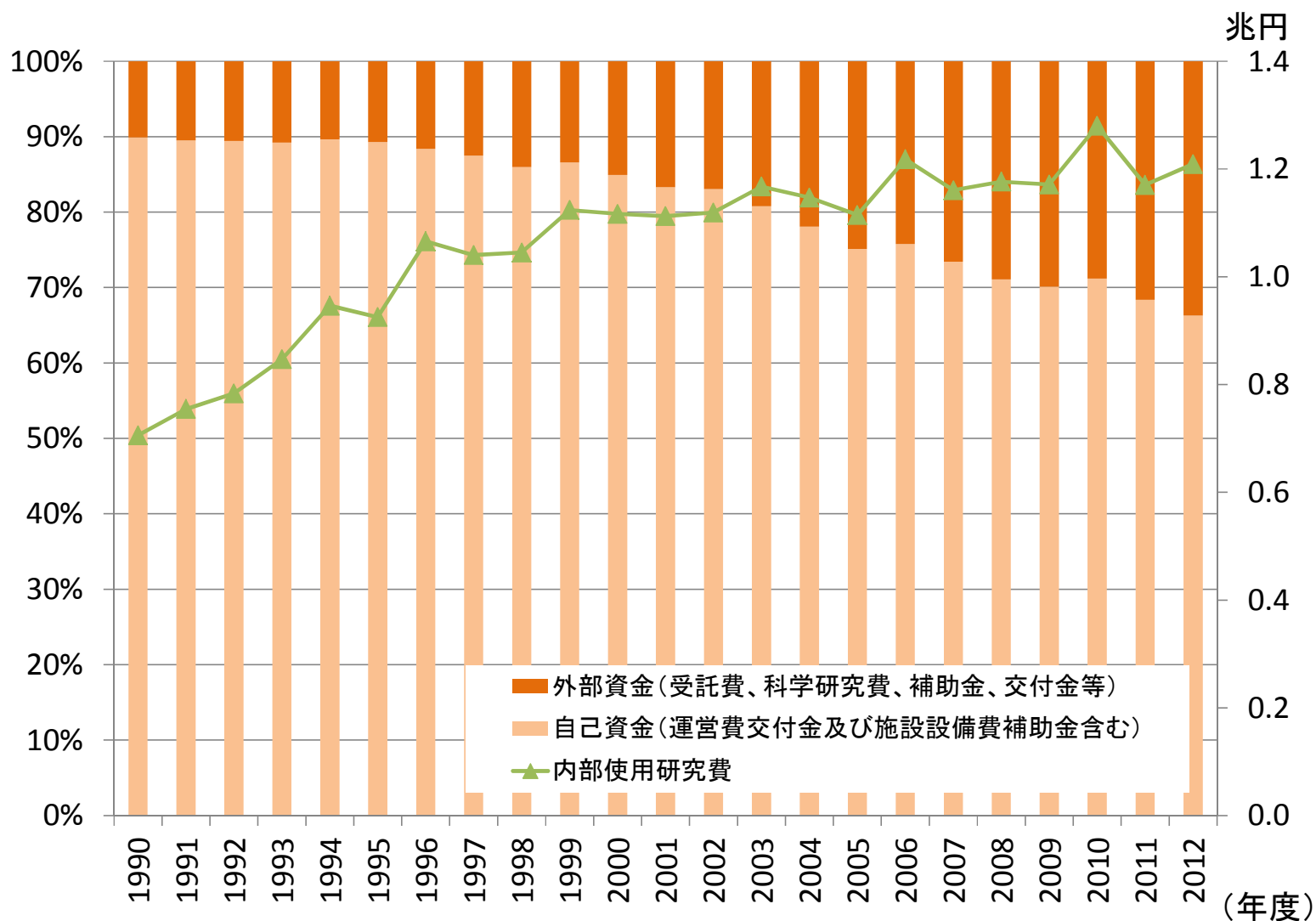


図9-6 / 国立大学等（自然科学）の内部使用研究費における自己資金及び外部資金割合の推移

○ 国立大学等の研究費に占める外部資金の割合は年々増加している。



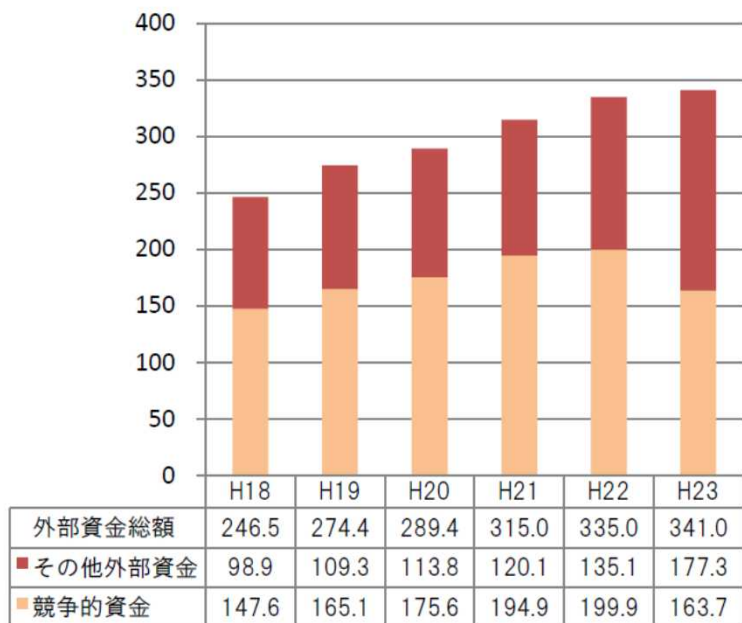
※ 総務省「科学技術研究調査」に基づき科学技術・学術政策研究所において集計。

図9-7 / 主要研究大学の予算状況

○主要研究大学における外部資金の受入額は年々増加しているが、運営費交付金は年々減少しており、また、間接経費等の額も近年は減少傾向にある。

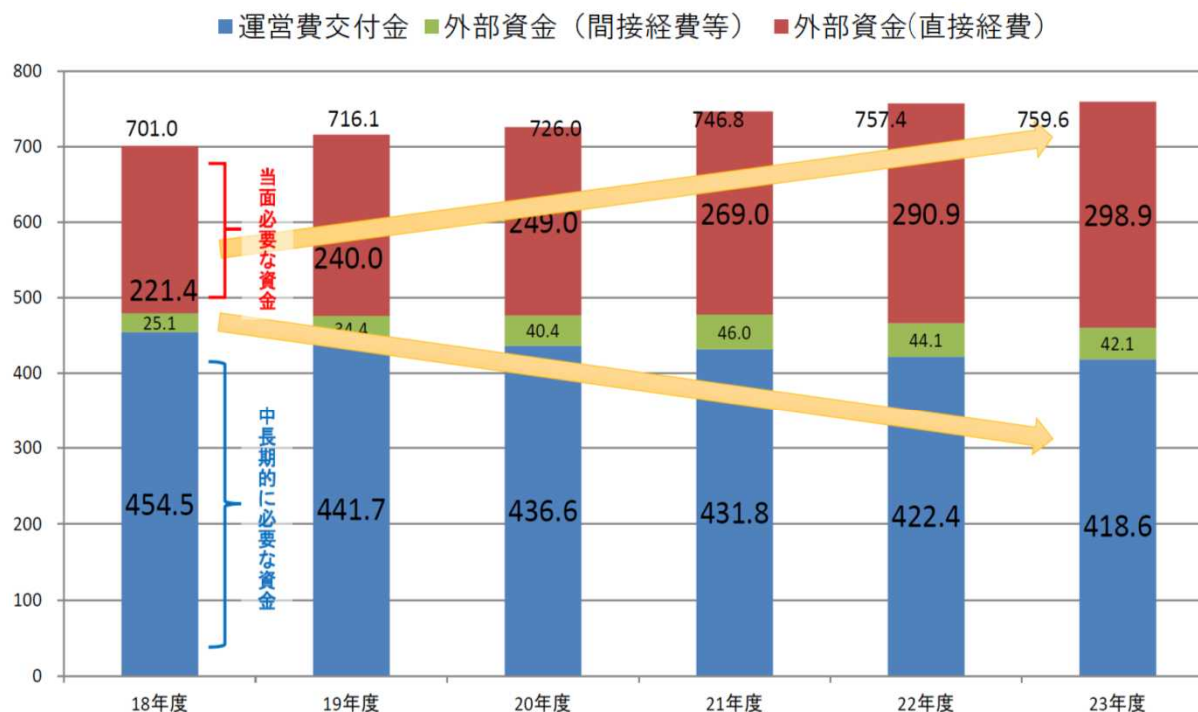
外部資金受入額推移(RU11)

(単位:十億円)



※早稲田大学・慶應義塾大学を除く

RU11 主要財源の推移



* 早稲田大学、慶應義塾大学を除く。震災復興のため23年度補正予算を除く。

研究費(直接経費)の一般的特徴

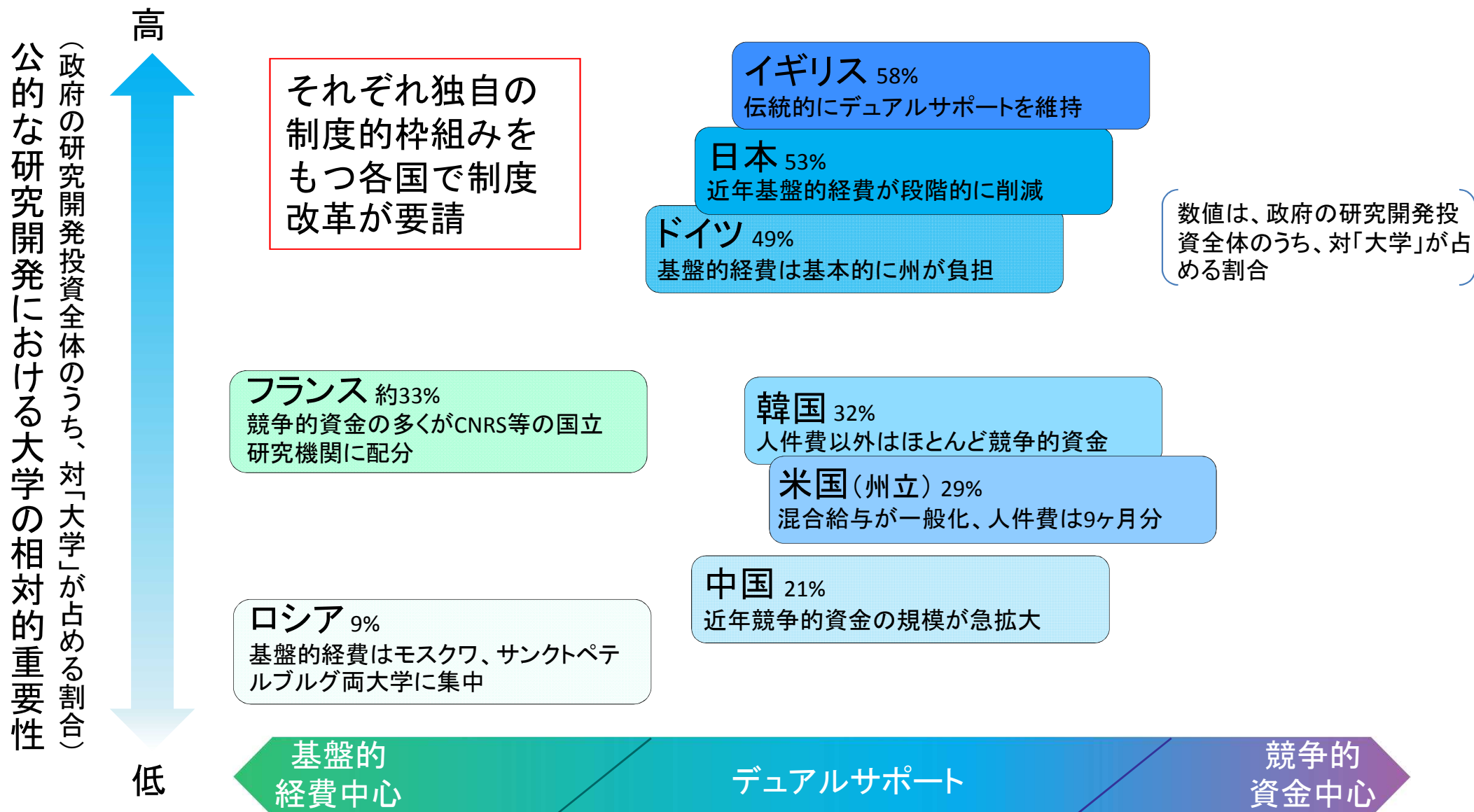
- ・偏在...研究者育成や大学経営の改善といった体制全体の強化には活用できない
- ・短期...若手研究者は5年程度で職を失い、次の職の保証がない
- ・多規制...多くの場合、海外からの優秀な研究リーダーの正規雇用は不可
- ・不安定...途中で資金が縮小・廃止、性格が変更される等、扱いが不安定

「RU11からの人材政策に対する提言 東京大学 理事・副学長 松本洋一郎(平成26年6月)」

(SciREX(政策のための科学)シンポジウム「イノベーション創出を支える博士人材の育成」)より抜粋

運営費交付金額と外部資金額の比較(RU11)
 1 : 0.54 (H18) ⇒ 1 : 0.81 (H23)

図9-8 / 主要国における大学への公的支援のイメージ



※数値データは科学技術要覧2014を参考に算出（データは2012年度（韓、仏、独は2011年度）、米国は私立大学も含めた値）

※デュアルサポートとは、基盤的経費と競争的資金の双方で構成される公的研究開発支援のあり方を指す。

図9-9 / 国立研究開発法人に関する制度改革の経緯

- ・ 平成13年 独立行政法人制度発足－物質・材料研究機構など旧国立研究所が独法化
- ・ 平成16年 理化学研究所、宇宙航空研究開発機構など旧特殊法人が独法化

- － 法人共通的な法制度は独立行政法人通則法、個別の法人の業務等については法人個別法によって規定。
- － 本制度は、自主・自律的な運営のもとで、効率的かつ効果的な業務を実現することを目的とした。
- － 多種多様な業務を行う百あまりの法人の組織、運営等について、共通の制度的枠組みを設定。ただし、研究開発系独法についても、他の法人と区別なく一律的な統制が課されたため、国際競争力の観点から課題あり。

- ・ 平成20年 議員立法により、研究開発力強化法成立

- － 研究開発法人を定義し、研究開発法人に関する責務、特例を規定。また、研究開発力強化法附則第6条及び両院附帯決議において、最も適切な研究開発法人のあり方について検討・措置すべき旨が規定された。

- ・ 平成20年 第169回通常国会において独立行政法人通則法改正案提出 ⇒ 廃案
- ・ 平成24年 第180回通常国会において独立行政法人通則法改正案提出 ⇒ 廃案
- ・ 平成25年 議員立法により、改正研究開発力強化法成立

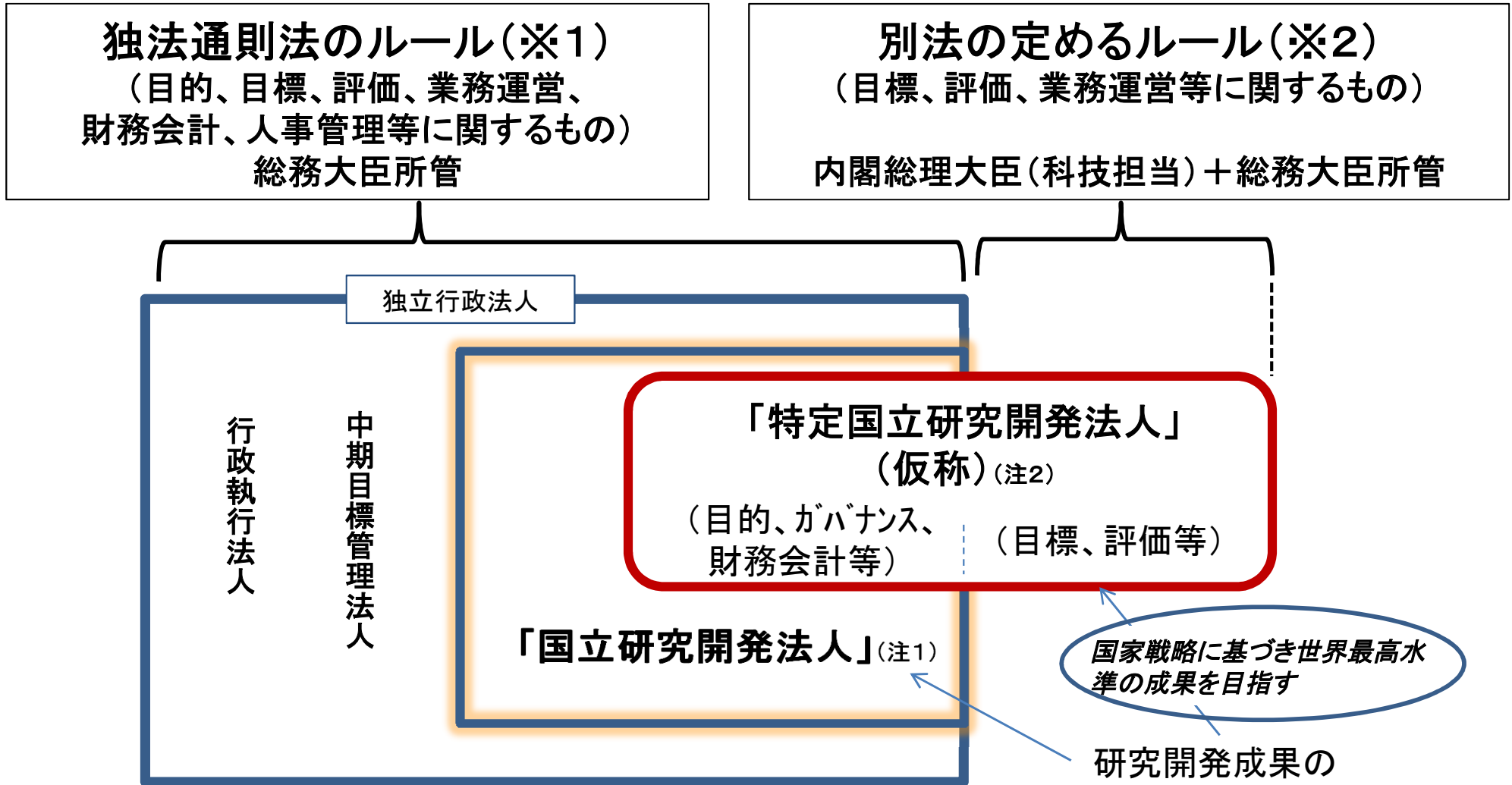
- － 第49条において、新たな研究開発法人制度創設の基本的な方針を規定。

- ・ 平成25年 独立行政法人改革等に関する基本的な方針が閣議決定

- － 研究開発型の法人については、独法通則法の下、中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人として位置づけた上で、研究開発成果の最大化を法人の目的とし、そのために必要な仕組みを整備する。

- ・ 平成26年 第186回通常国会において独立行政法人通則法改正成立 ⇒ 平成27年4月 改正法施行

図9-10 / 新たな研究開発法人制度の概念図



※1 独法通則法は改正済み(平成27年4月施行)。

※2 別法では、国家戦略の観点から、世界と競う研究開発等の推進、目標策定や評価、業務運営への主務大臣・総合科学技術・イノベーション会議の強い関与等について定める予定(法案未提出)。

(注1)「国立研究開発法人」の対象となる法人数は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)における組織の見直し等により、現行の研究開発力強化法で指定されている法人数から変わりうる。

(注2)「特定国立研究開発法人」(仮称)の対象となる法人候補として、理化学研究所及び産業技術総合研究所を総合科学技術会議で決定(平成26年3月12日)。

図9-11 / 国立研究開発法人における調達

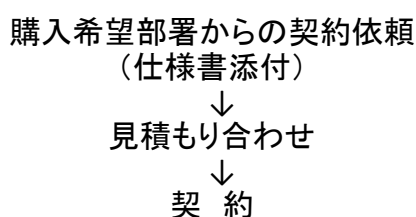
- 国立研究開発法人の調達については、随意契約とすることができる限度額が国と同額(注1)に設定されており、限度額以上の契約については、原則一般競争入札(注2)によることとされている。
- 一般競争入札による調達では、少額随意契約と比較して、手続きに要する時間が長くなる傾向にある。
- なお、国立大学においては随意契約の限度額を1,000万円としている事例もある。

注1 例えば、物品の買入れは160万円、役務は100万円などと設定されている。

注2 政府調達について各国共通に課せられているルールとして、WTO政府調達協定があり、10万SDR(邦貨換算1,300万円)以上の調達は、国際入札によることが原則とされている。

調達のプロロー(例)

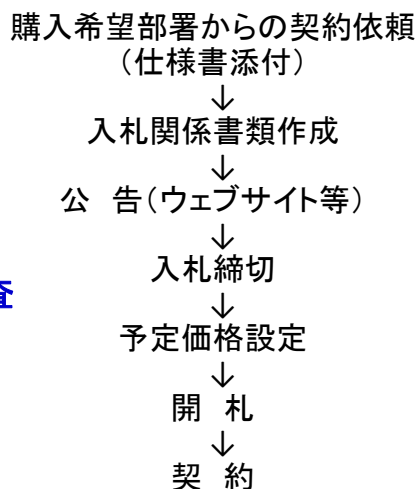
随意契約(少額随契)の案件



↑ 案件によるが、
数日以内でも可

※少額随契以外の随契
(特命随契)の場合は審査
に1ヶ月程度必要

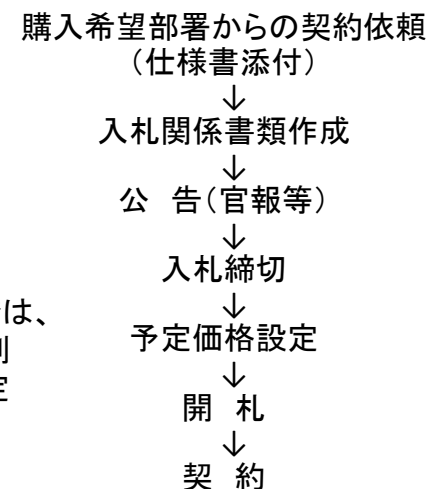
一般競争入札の案件



↑ 1週間程度
※随意契約と比較
すると作業量が
大幅に増加

↓ 3週間程度
※研究法人内規では、
公告期間を原則
10日以上と規定
(国並び)

政府調達に該当する案件



↑ 3-6ヶ月程度
※我が国では、公告
期間を
50日以上と規定

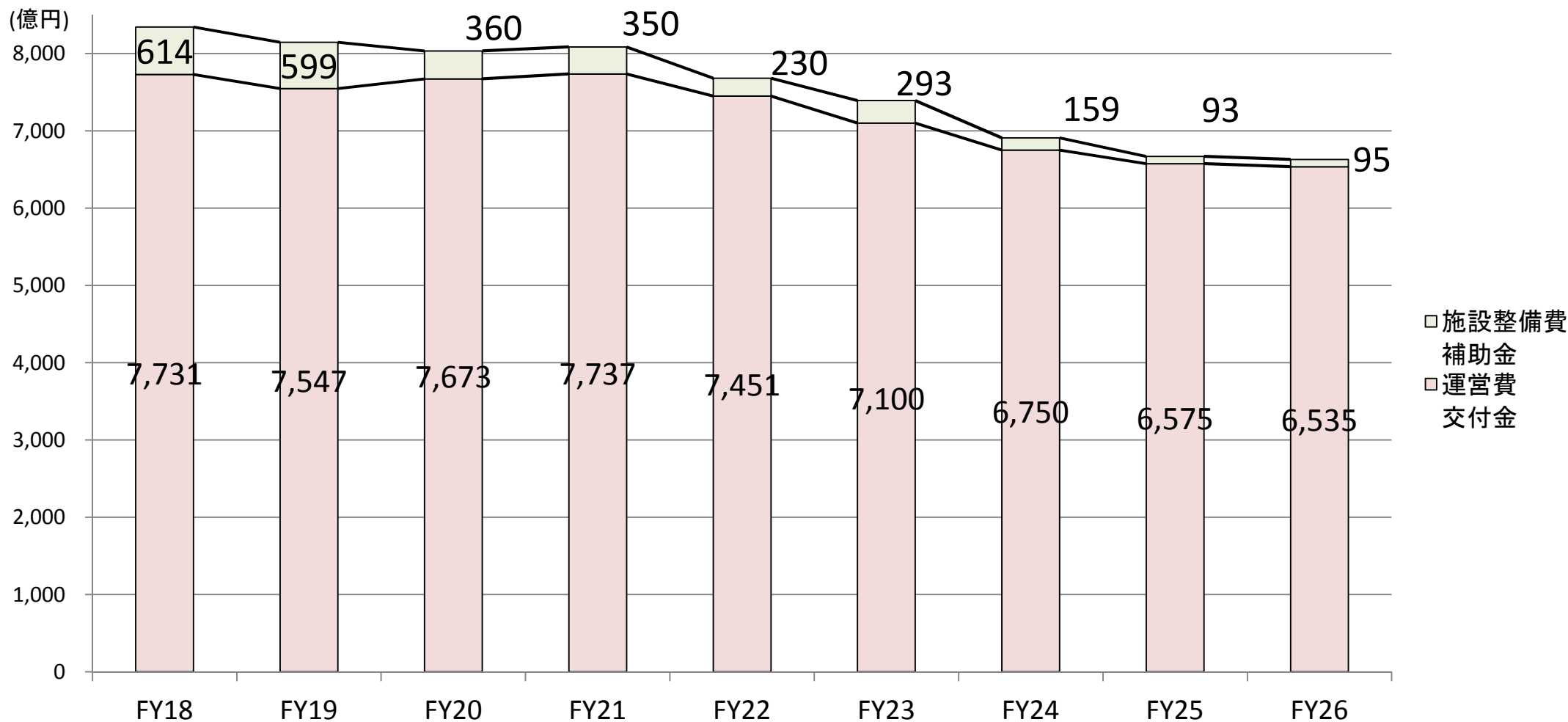
国立大学と国立研究開発法人の比較(物品の買入れの場合)

		160万円		~1000万円(※)		1300万円	
国立研究開発法人 (国と同じ)	随意契約	一般競争入札			政府調達		
国立大学	随意契約			一般競争入札		政府調達	

※ 東京大学・京都大学の1,000万円を最大値として各国立大学法人によって設定している限度額は異なる。 出典：文部科学省作成

図9-12 / 国立研究開発法人の運営費交付金等の推移

○国立研究開発法人の運営費交付金は、平成21年度から26年度の5年間で、約1,200億円(約16%)の減少。



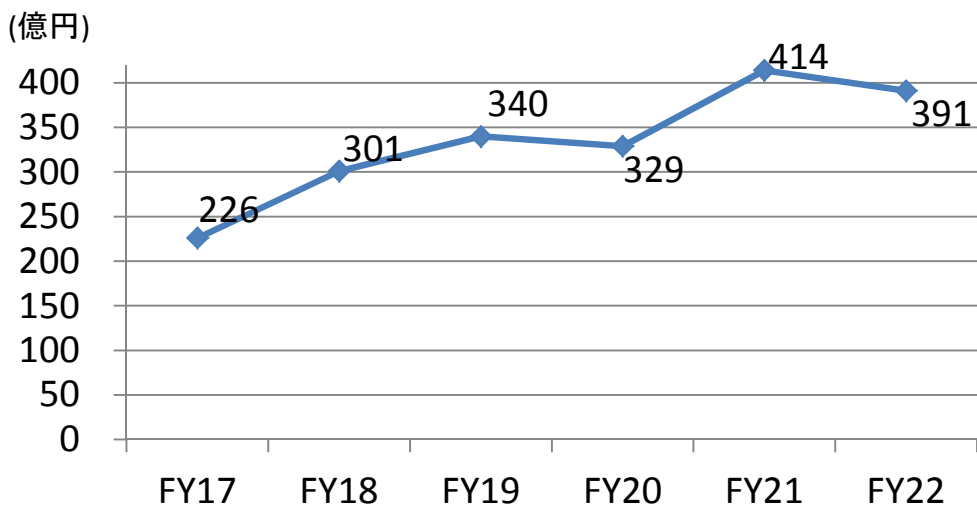
※ 各年度の計数は、各年度の一般会計当初予算額を掲載している。

※ 各府省所管の国立研究開発法人のうち、平成22年度に設立された国立高度専門医療研究センター6法人は除いて集計している。

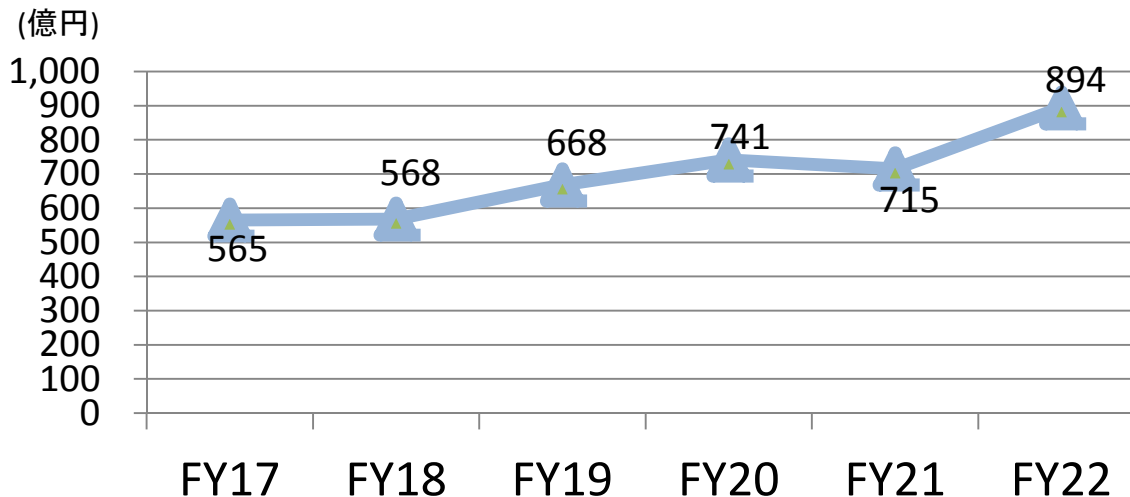
図9-13 / 国立研究開発法人の外部資金の獲得状況

○平成17年度から22年度の5年間で、国立研究開発法人における競争的資金の獲得実績は約1.7倍、国以外を相手とする収入は約1.6倍、知財収入は約2.7倍となっている。

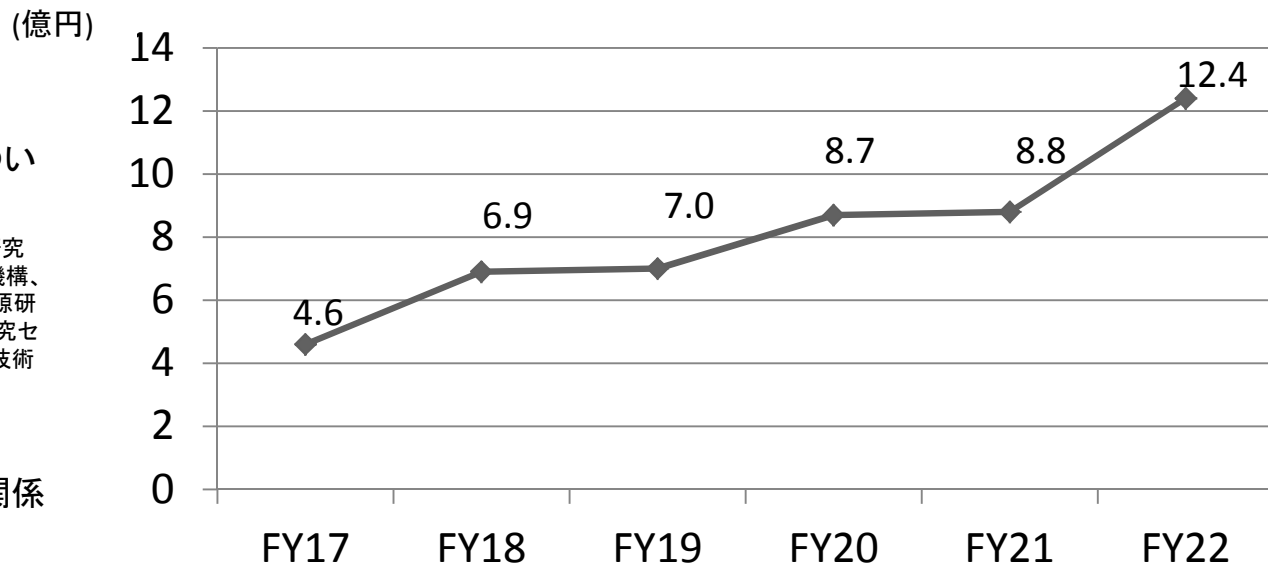
競争的資金の獲得実績



国以外を相手とする収入(決算値)の推移



知的財産収入額の推移



※内閣府の調査対象とされた国立研究開発法人23法人について、計上している。

(23法人: 情報通信研究機構、放射線医学総合研究所、防災科学技術研究所、物質・材料研究機構、理化学研究所、海洋研究開発機構、宇宙航空研究開発機構、日本原子力研究開発機構、国立健康・栄養研究所、医薬基盤研究所、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、産業技術総合研究所、土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、国立環境研究所)

出典: 内閣府「独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動の把握・所見」を基に文部科学省作成

競争的資金制度の概要

- 「競争的資金」：資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金(第3期科学技術基本計画)
- 競争的な研究環境を形成し、研究者が多様で独創的な研究開発に継続的、発展的に取り組む上で基幹的な研究資金制度
イノベーションの源泉となるボトムアップ型から社会還元に直結するようなトップダウン型まで、研究開発の個々の発展段階や政策目的(課題や分野)等に応じて多様な制度が設けられている
- また、目的や研究開発対象が類似する競争的資金制度については、「科学技術に関する基本政策について」(平成22年12月24日付総合科学技術会議答申)を踏まえ、整理統合を促進
(47制度(21年度)→18制度(26年度))
- 新規採択率の向上や一件当たりの十分な研究費の確保を目指し、競争的資金の一層の充実を図るほか、全ての競争的資金制度において、直接経費を確保しつつ、間接経費の30%措置に努めるとしている

競争的資金制度の予算額(当初予算)及び制度数の推移

- 競争的資金の一層の充実を図ることとしているが、近年は厳しい財政状況の中で予算額は横ばい(微減)で推移
- 平成26年度の競争的資金制度の予算額(総額)は、微増し約4,144億円(科学技術関係費の11.4%)

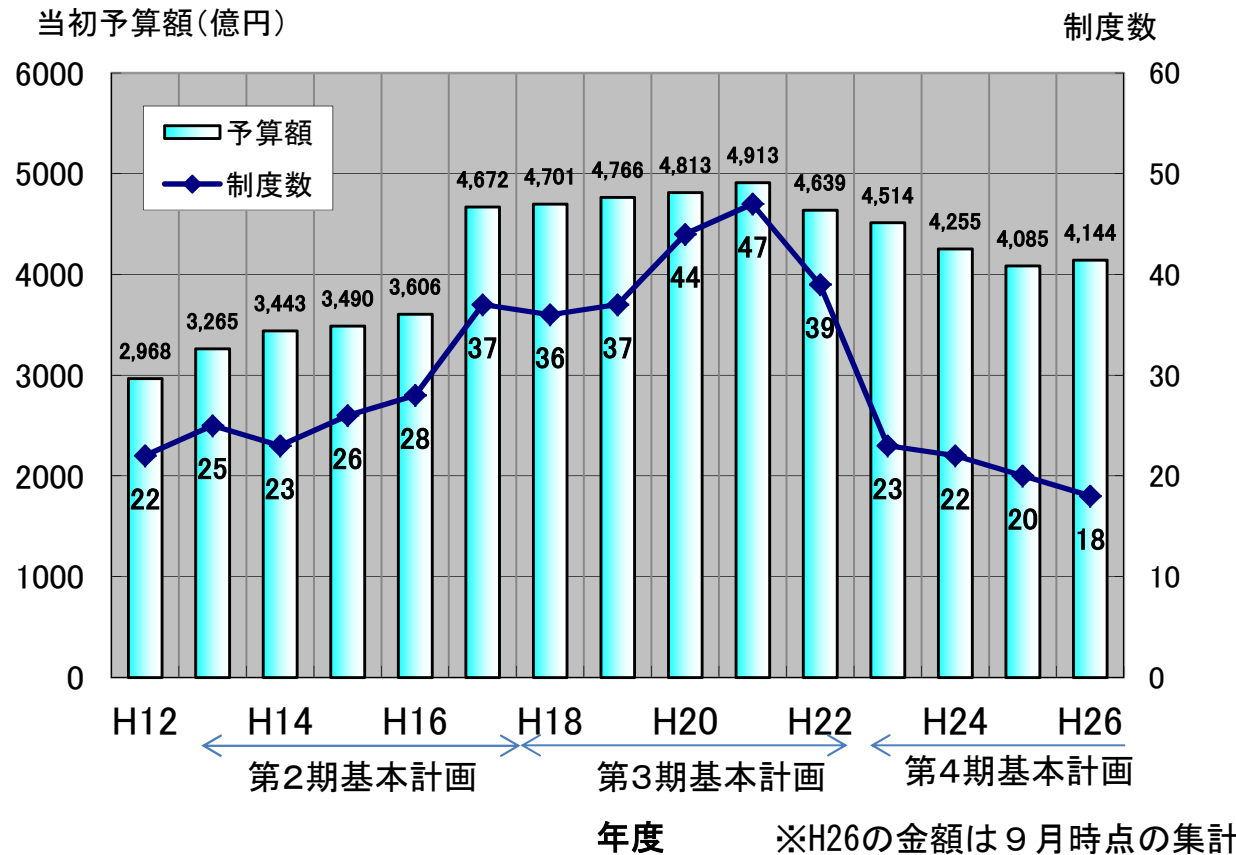
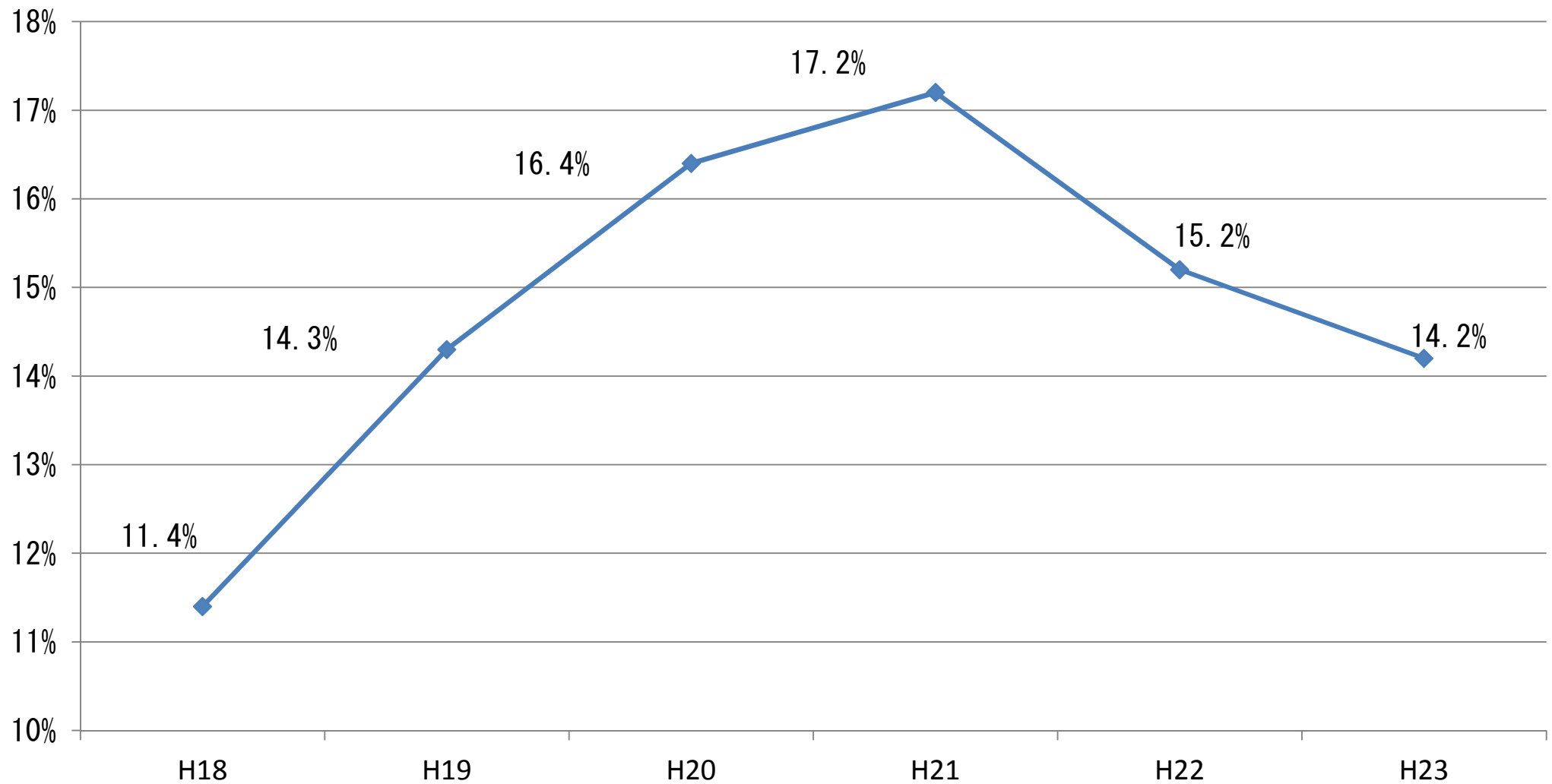


図9-15 / 間接経費率の推移 (RU11)

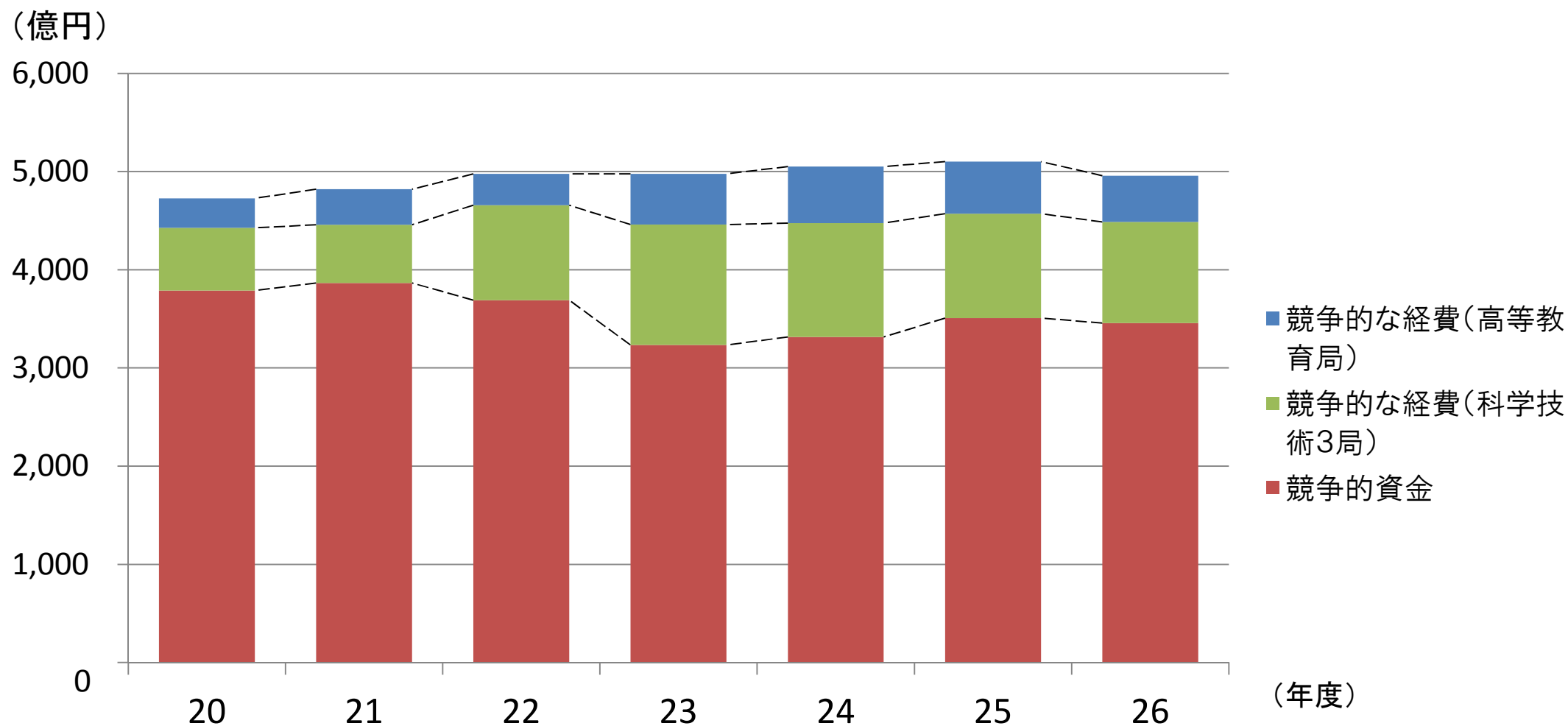
○主要研究大学 (RU11) における外部資金 (直接経費) と比較した間接経費の割合は減少傾向。



出典：学術研究懇談会「日本の国際競争力強化に研究大学が貢献するために（提言）」（平成25年5月）

図9-16 競争的経費（文部科学省所管分）の推移

○文部科学省所管の競争的経費は、近年横ばい傾向にある。



注1:「競争的な経費(高等教育局)」とは、「国公立大学を通じた大学教育改革支援経費等」を指す。(競争的資金計上分を除く。)

注2:「競争的な経費(科学技術3局)」とは、科学技術・学術政策局、研究振興局、研究開発局所管の科学技術関係予算のうち、大学等の機関へ配分される、競争的な性格を有する事業経費を集計したものである。(競争的資金計上分を除く。)

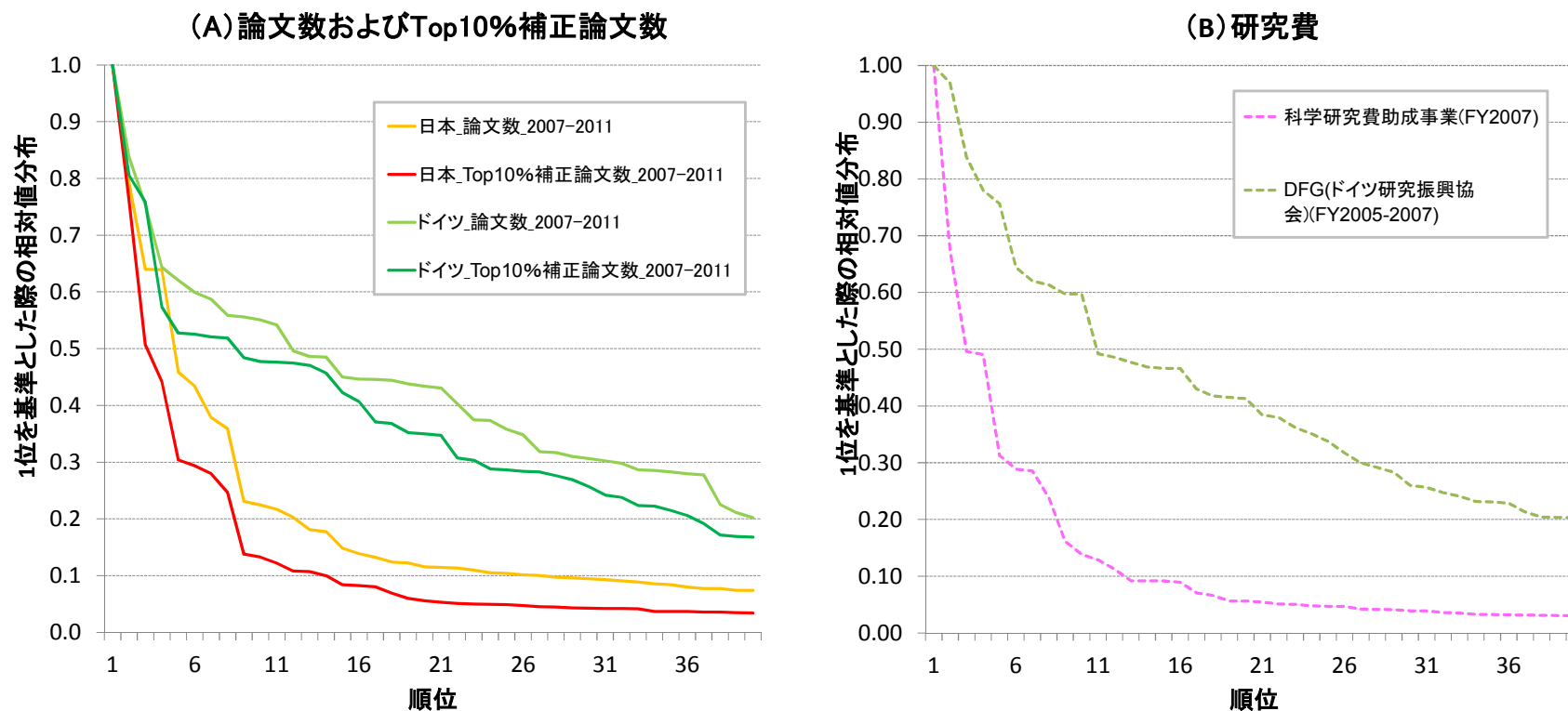
注3:各年度とも当初予算である。「東日本大震災復興特別会計」は含めていない。

注4:競争的資金に含まれる科学研究費助成事業に関しては、平成23年度以降は予算額ではなく当該年度に助成する金額で計上している。

図9-17 / 日・独の大学における論文生産数及び競争的資金の配分状況の比較

○大学毎の論文生産数や競争的資金の配分額について、日本はドイツに比べて上位校への集中度が高い傾向が見られる。

日本とドイツの大学システムにおける 研究活動の量的規模と質的規模の相対値分布(左図)と研究費の分布(右図)



(注) 論文数およびTop10%補正論文数: 分数カウント法による集計。トムソン・ロイター社 Web of Science (SCIE, CPCI-S)を基に、科学技術・学術政策研究所にて集計。科学研究費助成事業: 研究機関別配分状況一覧より研究者が所属する研究機関別採択件数・配分額一覧(平成19年度新規採択+継続分)を用いて集計。なお、平成19年度科学研究費のうち、「奨励研究」を除く研究課題(新規採択+継続分)の当初配分について分類したものである。

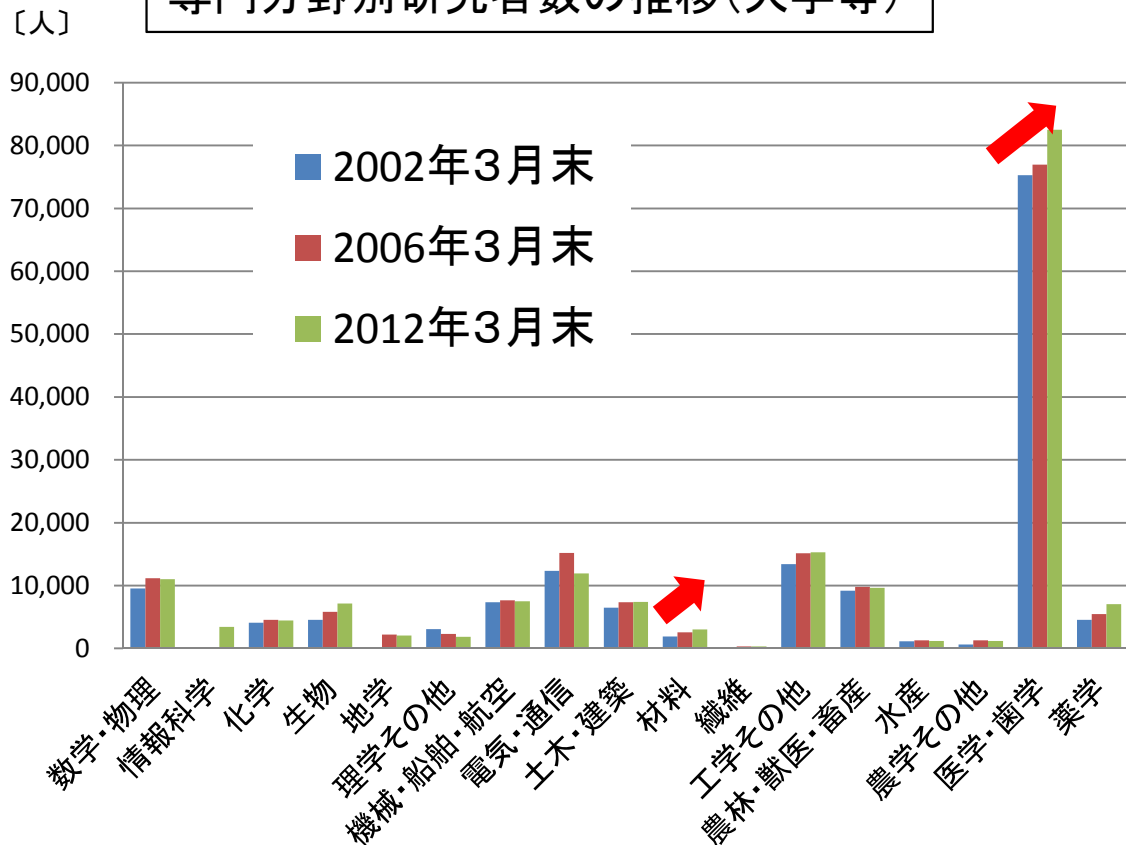
DFG: Funding Ranking 2009 Institutions – Regions – Networks, Table 3-2: Ranking analysis of the 40 HEIs with the highest volume of DFG awards 2005 to 2007 by funding programmeを用いて集計

出典: 科学技術・学術政策研究所「研究論文に着目した日本とドイツの大学システムの定量的比較分析-組織レベルおよび研究者レベルからのアプローチ-」(平成26年12月)

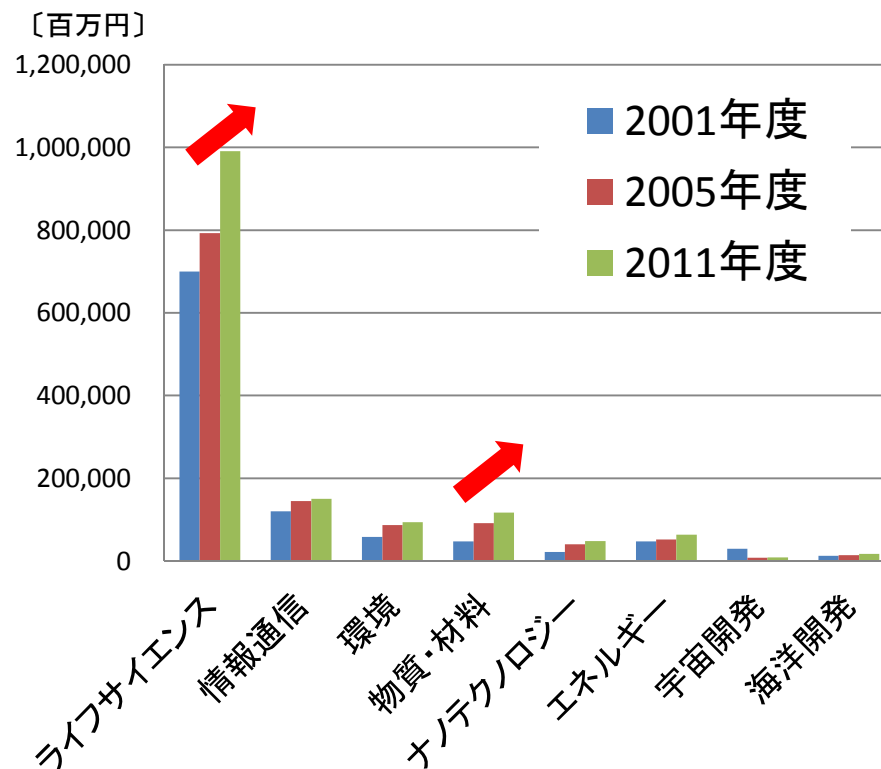
図9-18 / 大学等における専門分野別・特定目的別研究者数の推移

○「ライフサイエンス」、「物質・材料」等については、特定目的の研究費の増加とともに、関連する専門分野の研究者が増加。

専門分野別研究者数の推移(大学等)



特定目的別研究費の推移(大学等)

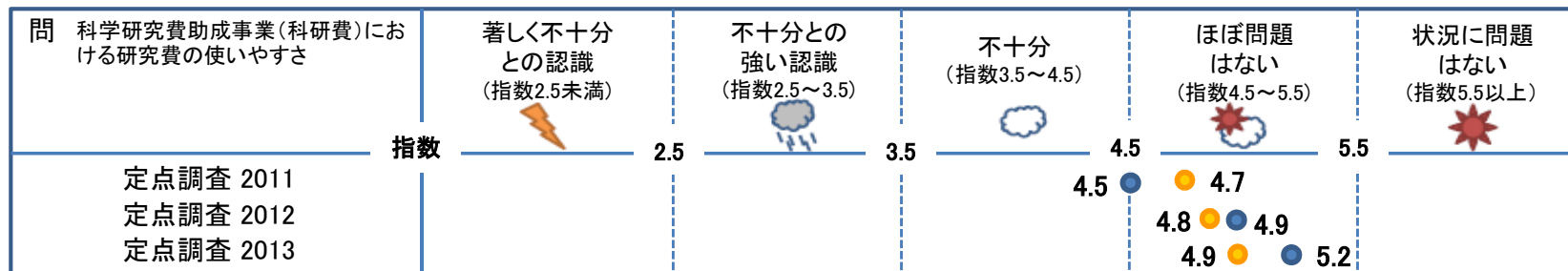


※ 専門分野別研究者数については、大学等の研究者数(実数)を専門的知識の別によって区分したもの。また、研究者のうち本務者のみの値

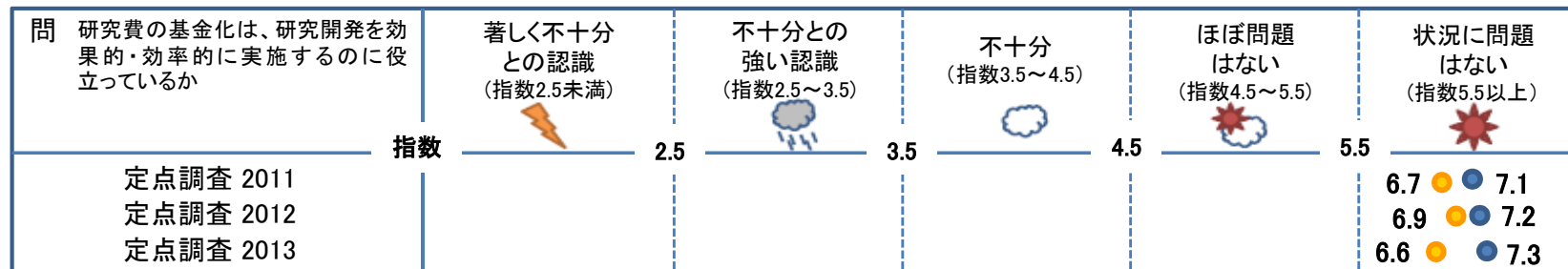
※ 特定目的別研究費は、大学等が内部で使用した研究費(支出額)のうち、科学技術基本計画を踏まえて、ライフサイエンス分野、情報通信分野、環境分野、物質・材料分野、ナノテクノロジー分野、エネルギー分野、宇宙開発分野、海洋開発分野に使用した研究費

図9-19 / 研究費の使いやすさ等に関する意識

- 科研費における研究費の使いやすさについては、使いやすいとの認識が増加。
- 研究費の基金化は、研究開発を効果的・効率的に実施するのに役立っていると認識されている。



● 大学
● 公的研究機関



※ 「大学」「公的研究機関」は、大学・公的研究機関の長や教員・研究者の認識を指す。

○平成23年度より、研究費の複数年度使用を可能にする「基金化」を導入。

【基金化のメリット】

- ・ 会計年度の制約がないため、研究費の柔軟な執行が可能。ムダな「予算の使い切り」不要。
- ・ 予算の効果的・効率的な使用により、研究者の研究活動が活性化。
- ・ 研究者や研究機関の事務負担が軽減される。

◆ 研究費の前倒しや次年度使用など研究の進展に応じた柔軟な執行が可能

研究が予定以上に進展したため、次年度以降に実施予定の○○実験の予備実験の着手を本年度(2年目)に前倒して実施

【研究費の前倒し】

本年度実施予定の○○解析が、他の研究グループの発表内容を踏まえ、解析手法の見直しが必要となったため、本年度は手法の再考期間とし、解析は来年度に実施

【研究費の次年度使用】

【当初計画】

(1年目)	(2年目)	(3年目)
100万円	100万円	100万円

【変更後計画】

(1年目)	(2年目)	(3年目)
100万円	150万円	50万円

前倒し

【当初計画】

(1年目)	(2年目)	(3年目)
100万円	100万円	100万円

【変更後計画】

(1年目)	(2年目)	(3年目)
100万円	50万円	150万円

次年度使用

◆ 年度をまたぐ物品調達が可能

会計年度による制約がないため、前年度に発注した物品が翌年度に納品されることが可能。
(長期間を必要とする装置の製作などが可能)

【競争的資金の使用ルール等の統一化等について】

(「平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン」より抜粋)

- ・ 研究者、研究機関が研究資金を効果的・効率的に活用できるようにするため、競争的資金の使用に関わる各種ルール等の統一化及び簡素化・合理化を行う。
- ・ これにより、研究資金の使い勝手が向上し、研究者は的確に研究資金を活用し、研究により専念できることとなり、同じ研究資金から、より多くの、より優れた研究成果を期待できる。
- ・ また、研究の生産性の向上につながり、ひいては、科学・技術を通じた、国民生活の質的向上及び我が国経済の持続的成長へ寄与するものである。

【具体的な取組】

- ・ 「府省共通経費取扱区分表」(平成22年12月16日)及びその取扱に基づき、各府省であらかじめ費目構成を設定し、経費の取扱を明確化。
- ・ 「繰越手続きの書類に関する取扱について」(平成24年10月17日)により、各府省では研究費をより効率的に使用するため、積極的に翌年度への研究費の繰り越しを促進。
- ・ 「複数の研究費制度による共用設備の購入について(合算使用)」(平成25年3月27日)により、文部科学省は合算使用の留意点をまとめてその活用を促進。
- ・ 「費用間流用ルールの統一化について」(平成26年3月14日)により、各府省では費目間流用の割合を直接経費総額の一定割合とし、ルールの統一を徹底。

図9-22 / 複数の科研費の合算による共用設備の購入

- 平成24年度より、複数の科研費やその他の経費を合算して共用設備を共同で購入できるようにした。
- 研究費使用の効率化や、これまで研究者が単独では購入が難しかった高額な機器を共用設備として購入することが可能になるなどの研究費使用の自由度の向上により、より一層の研究の進展が期待。

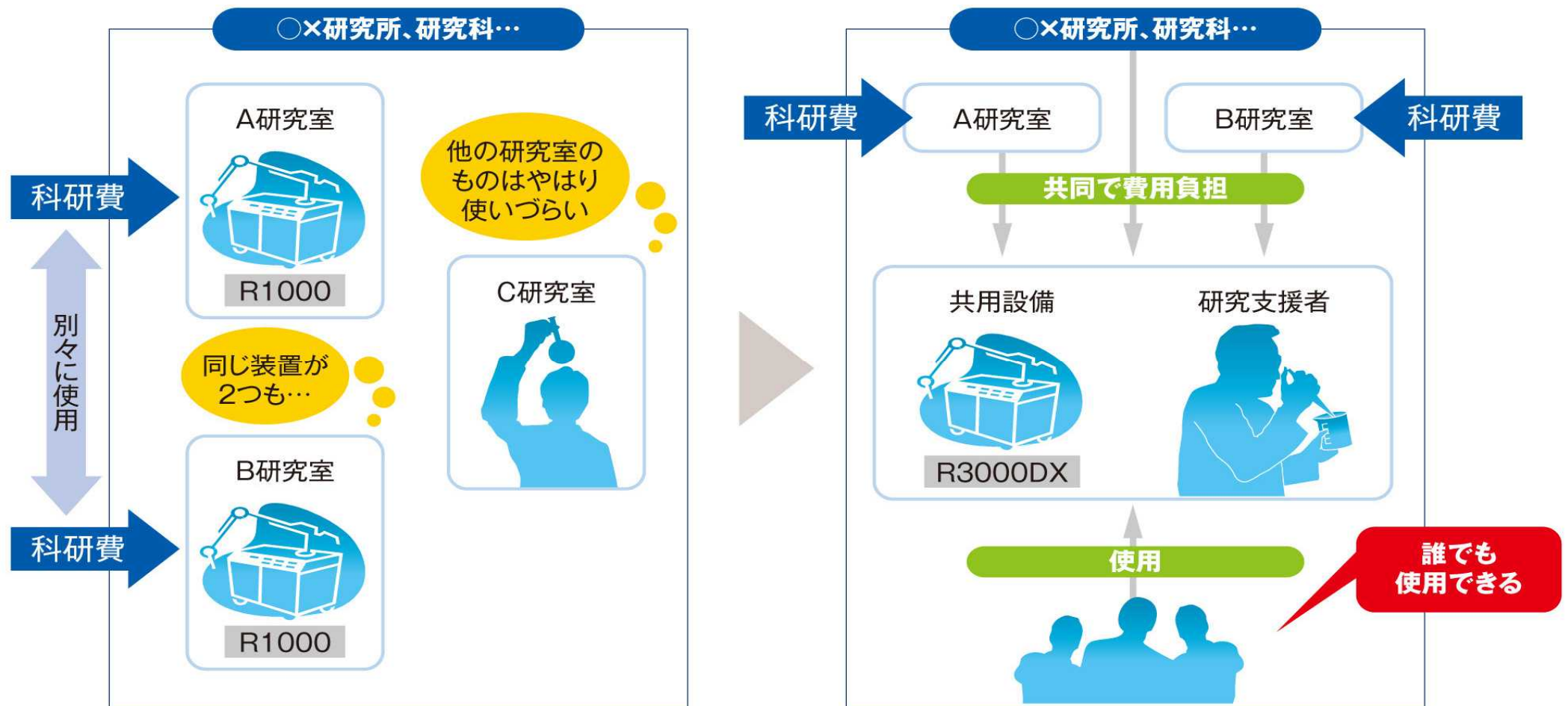


図9-23 / 英語申請が可能な主な公募型の研究費等

○科学研究費助成事業など主だった公募型の研究費では、英語申請が可能となっている。

事業名	申請者	範囲、条件等	備考
科学研究費助成事業	研究者個人	国内の研究機関に所属する研究者(国籍問わず)	英語の公募要領有
CREST	研究者個人	国内の研究機関に所属する研究者(国籍問わず)	英語の公募要領有
さきがけ	研究者個人	日本国籍を持つ研究者(所属機関の国問わず)もしくは日本国内で研究を実施する外国人研究者	英語の公募要領有
ERATO	研究者個人	日本国籍を持つ研究者(所属機関の国問わず)もしくは日本国内で研究を実施する外国人研究者	英語の公募要領有
ImPACT	研究者個人	プログラム・マネージャー(PM)の国籍は問わない	英語の公募要領有
世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)	研究機関	対象機関は、大学、大学共同利用機関法人、独立行政法人、公益法人で、申請書類及び審査委員会における使用言語は全て英語	英語の公募要領有

○研究代表者等の人件費充当を認めていない事例

＜科学研究費助成事業＞（※「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金 研究者使用ルール（補助条件）」より抜粋）
【使用の制限】

2-10 直接経費は、次の経費として使用してはならない。

- ①, ② (略)
- ③ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
- ④ (略)

＜センター・オブ・イノベーション (COI) プログラム＞（※Q & Aより抜粋）

研究開発の遂行に必要な経費であっても、次の経費は直接経費として支出することができません。

- ①～③ (略)
- ④ プロジェクトリーダーを含む参画企業の人件費
- ⑤ 研究リーダーの人件費
- ⑥ 各種大学、独立行政法人、地方公設機関等のうち、私学助成や運営費交付金等で国から人件費が措置されている方の人件費
- ⑦ 研究開発の従事者（時間給含む）以外の人件費
（例）事務員の人件費
- ⑧, ⑨ (略)

○研究代表者等の人件費充当を一部認めている事例

＜博士課程教育リーディングプログラム＞（※Q & Aより抜粋）

プログラム担当者について、人件費を支出することは可能か。

（答）プログラム責任者を除き、当該プログラムの業務に見合ったエフォートに係る人件費を支出することが可能です（国からの交付金等で人件費を負担している教員等については、当該教員等が補助事業に従事する場合であっても、当該負担分に係る重複計上は認められません）。いずれにせよ、支援期間終了後のプログラムの継続性・発展性に十分に注意した上で、支出するようにしてください。

＜社会システム改革と研究開発の一体的推進＞（※Q & Aより抜粋）

補助事業において、雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払う経費及び雇用主が負担するその法定福利費について、人件費として計上できます。ただし、国からの交付金等で職員分の人件費を負担している場合は、当該職員が補助事業に従事する場合であっても、その人件費は国から予算措置がされている前提であるため、当該人件費の計上は認められません。

図9-25 / 研究費間の連携状況

○産学連携プロジェクトの最大の資金源と大学におけるプレ研究（産学連携プロジェクトの基となった研究）の最大の資金源は同一である場合が多く、異なる研究費間の連携は十分でない。

産学連携プロジェクト

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
	研究チームのメンバーが属する機関(日本以外の機関を含む)の研究費・校費など	機関を対象とする公募型研究資金(21世紀COEなど)	科学研究費補助金	科学技術振興機構(JST)	新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)	その他公募型研究資金	非公募型研究資金(政府主導の国家プロジェクトなど)	都道府県(国以外)からの外部資金	民間企業(日本)からの外部資金	海外からの外部資金	上記以外の外部資金(財団などから)	
プレ研究	1	86	2	4	2	6	3	1	2	42	1	2
	2	3	22	5	3	6	1	1	0	3	0	1
	3	5	2	33	3	3	4	0	3	14	0	1
	4	3	0	1	26	1	2	0	0	4	0	1
	5	2	2	0	1	25	0	0	0	1	0	1
	6	1	0	0	1	1	11	0	1	3	0	0
	7	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	8	2	0	0	1	0	1	0	5	2	0	1
	9	16	1	6	2	3	1	0	3	121	2	0
	10	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
	11	2	1	1	0	0	0	0	0	4	0	7

※産学共同プロジェクトに参加し、2004～2007 年度に共同で特許出願を行った大学及び企業の研究者（大学研究者743 名、企業研究者704 名からの回答）を対象としたアンケート調査の結果に基づく分析

出典：文部科学省 科学技術政策研究所、一橋大学 イノベーション研究センター「産学連携による知識創出とイノベーションの研究—産学の共同発明者への大規模調査からの基礎的知見—」調査資料-221/一橋大学イノベーション研究センターワーキングペーパーWP#13-14（平成25年6月）＜科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」政策課題対応型調査研究＞

図9-26 / 文部科学省における研究及び開発に関する評価指針 (平成26年4月 文部科学大臣決定) - 改定のポイント -

はじめに

科学技術・学術は新たな知を生み出し、人類の未来を切り拓(ひら)く源である。我が国は、人類の知的資産たる優れた研究成果を創出し、これを世界に発信することを通じて人類の知的資産たる優れた研究成果を創出し、これを世界に発信することを通じて人類共通の問題の解決に貢献するとともに、国際的な競争環境の中で持続的に発展し、安全・安心で質の高い生活のできる国の実現を目指す必要がある。そのためには、我が国の最も貴重な資源である「頭脳」によって、世界をリードする「科学技術創造立国」を目指して努力していかなければならない。

本指針は、文部科学省の所掌に係る研究開発について評価を遂行する上での基本的な考え方をまとめたガイドラインである。これを、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年12月6日 内閣総理大臣決定)、研究開発評価に係る諸課題等を踏まえ改定。本改定にあたっては、特に以下の五つの課題に焦点を当てている。

改定のポイント

○科学技術イノベーションの創出、課題解決のためのシステムの推進

→社会ニーズに対応した知の活用を促し、社会実装に至る全段階を通じた取組を評価する、等

○ハイリスク研究、学際・融合領域・領域間連携研究等の推進

→PD(プログラムディレクター)・PO(プログラムオフィサー)、研究開発課題(プロジェクト)のリーダー等に、研究開発の具体的推進に係る相当の裁量権限と責任を委ねるような評価を行う、等

○次代を担う若手研究者の育成・支援の推進

→若手研究者が励まされ、創造性を発揮しやすくなるような評価を行う、等

○評価の形式化・形骸化、評価負担増大に対する改善

→画一的な評価を形式的に行うのではなく、評価の目的、評価の活用、研究段階等に応じた個々に適切な評価を行う、等

○研究開発プログラム評価

→国民や社会が解決を必要としている具体的な政策課題について明確なゴール(目標)を設定できる場合には「研究開発プログラム評価」が効果的に機能していくものと期待されるので、研究開発の特性を十分考慮しつつ、試行的、段階的に導入する、等

図9-27 / 文部科学省評価指針における研究開発評価の範囲と法律に基づく評価の位置付け

評価実施主体 \ 評価対象	文部科学省	独立行政法人	大学法人等
総務省		独立行政法人通則法・国立大学法人法に基づく評価 ▲総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価 (独立行政法人通則法・国立大学法人法)	
文部科学省	政策評価法に基づく評価 ●事業評価(研究開発課題評価) ■実績評価(研究開発課題評価) ■総合評価(研究開発課題評価) ●科学技術・学術審議会等における研究開発課題評価	▲独立行政法人評価委員会による機関評価(独立行政法人通則法) ●科学技術・学術審議会分野別委員会等による研究開発課題評価 ●競争的資金にかかる研究開発課題 ●委託研究等にかかる研究開発課題	▲国立大学法人評価委員会による機関評価(国立大学法人法) ●競争的資金にかかる研究開発課題 ●委託研究等にかかる研究開発課題
独立行政法人	文部科学省における研究及び開発に関する評価指針の範囲	▲自らが行う機関評価(機関長によるルール) ●外部評価委員会による研究開発課題評価(機関長によるルール) ★研究者の業績評価(機関長によるルール) ●競争的資金にかかる研究開発課題 ●委託研究等にかかる研究開発課題	
大学法人等			▲自己点検・評価(学校教育法) ●学長裁量経費による研究開発課題評価(機関長によるルール) ▲学部等の評価(機関長によるルール) ★研究者の業績評価(機関長によるルール)

■: 研究開発施策の評価
 ●: 研究開発課題の評価
 ▲: 研究開発機関の評価
 ★: 研究者等の業績評価

■ 指針に基づき実施
 □ 指針を参考とすることを期待(斜体は法律に基づき実施)